

令和6年6月21日  
総務課

## 管理監督者の懲戒処分について

知名町長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

【元職員による公金の詐取及び横領事案に係る管理監督責任に対する懲戒処分】

#### 1 被処分者及び処分内容

- ・前保健福祉課長 減給10分の1（7月支給分から6か月）
  - ・前子育て支援課長 減給10分の1（7月支給分から6か月）
  - ・前会計課長 減給10分の1（7月支給分から6か月）
- ※法令上、既に退職した職員を処分することはできません。

#### 2 処分年月日

令和6年6月21日（金）

#### 3 処分に係る事案の内容

当時の管理監督者であった職員のうち保健福祉課長及び子育て支援課長は、職員一人に会計処理を任せ、長期にわたり多額の公金の詐取及び横領を防ぐことができず、本事案を防止するための指導、監督等を怠っていた。

また、会計課長については、会計管理者として公金等の取扱いについて公正な会計事務を管理・監督する立場にありながら、長期にわたり多額の公金の詐取及び横領を防ぐことができず、本事案を防止するための管理、監督等を怠っていた。

以上のことから、知名町職員の懲戒処分等及び公表に関する規程に定める基準「管理監督不適正」に該当するものとして、地方公務員法第29条1項第2号により減給とする。

#### 4 特別職の給料減額措置

令和6年4月26日付けで懲戒処分を行いました元職員の不祥事に関する事案に対し、町長及び副町長が管理監督責任を負うべく、給料月額を減額する議案を6月定例議会へ提出し、6月20日に可決されました。

- ・町長 減給100分の30（6月支給分から6か月）
- ・副町長 減給100分の25（6月支給分から6か月）